

○経済産業省令第百号

商標法施行令（昭和三十五年政令第十九号）第二条の規定に基づき、商標法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和四年十二月十五日

経済産業大臣 西村 康稔

商標法施行規則の一部を改正する省令

商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前

別表（第六条関係）

第六類	類 第五 第二類	第一類
一～十七 〔略〕	〔略〕	一～十一 〔略〕 十二 工業用人工甘味料 試験紙 （医療用のものを除く。） 陶 磁器用釉薬 十三 〔略〕

別表（第六条関係）

第六類	類 第五 第二類	第一類
一～十七 〔略〕	〔略〕	一～十一 〔略〕 十二 試験紙（医療用のものを除く。） 人工甘味料 陶磁器用 釉薬 十三 〔略〕

十八 紙タオル取り出し用金属製

箱 金属製家庭用水槽 金属製

工具箱 金属製植物の茎支持具

金属製手持ち式旗ざお 金属

製のきやたつ及びはしご 金属

製のネームプレート及び標札

金属製のタオル用ディスプレイ

金属製帽子掛けかぎ 金属

製郵便受け

十九〜二十二 「略」

二十三 金属製靴合わせくぎ 金

属製靴くぎ 金属製靴びよう

十八 金属製家庭用水槽 金属製

工具箱 金属製植物の茎支持具

金属製手持ち式旗ざお 金属

製のきやたつ及びはしご 金属

製のネームプレート及び標札

金属製のタオル用ディスプレイ

金属製帽子掛けかぎ 金属

製郵便受け

十九〜二十二 「略」

二十三 金属製靴合わせくぎ 金

属製靴くぎ 金属製靴びよう

金属製靴保護金具

	二十四・二十五 [略]
第七類	<p>一～五 [略]</p> <p>六 纖維機械器具</p> <p>(一)～(三) [略]</p> <p>(四) 織機</p> <p>自動織機 特殊織機 普通</p> <p>力織機</p> <p>(五)～(七) [略]</p> <p>七～十五 [略]</p> <p>十六 動力機械器具（陸上の乗物用のものを除く。）及び動力機械器具の部品</p>

	二十四・二十五 [略]
第七類	<p>一～五 [略]</p> <p>六 纖維機械器具</p> <p>(一)～(三) [略]</p> <p>(四) 織機</p> <p>自動織機 人力織機 特殊</p> <p>織機 普通力織機</p> <p>(五)～(七) [略]</p> <p>七～十五 [略]</p> <p>十六 動力機械器具（陸上の乗物用のものを除く。）及び動力機械器具の部品</p>

第八類	
一・二 「略」	(一) ボイラー 給水加熱器 空気余熱器
三 くわ 人力織機 鋤 ^{すき} レーキ	ストーカー 船用ボイラー 灰捨て機械器具 陸用ボイラ ー (二) (八) 「略」 十七〜二十八 「略」 二十九 ミシン針 メリヤス機械 用編針

第八類	
一・二 「略」	(一) ボイラー 給水加熱器 空気余熱器
三 くわ 鋤 ^{すき} レーキ、組ひも機	蒸気過熱器 蒸気過熱低減器 ストーカー 船用ボイラー 灰捨て機械器具 陸用ボイ ラー (二) (八) 「略」 十七〜二十八 「略」 「新設」

	第九類
<p>、組みも機及び靴製造用靴型（手持ち工具に当たるものに限る。）</p> <p>四〇八 「略」</p>	<p>一〇十五 「略」</p> <p>「削る」</p> <p>十六 「略」</p> <p>十七 家庭用テレビゲーム機用プログラム 業務用テレビゲーム機用プログラム 携帯用液晶画面ゲーム機のプログラムを記憶させた電子回路及びCD-R</p>

	第九類
<p>及び靴製造用靴型（手持ち工具に当たるものに限る。）</p> <p>四〇八 「略」</p>	<p>一〇十五 「略」</p> <p>十六 オゾン発生器</p> <p>十七 「略」</p> <p>十八 家庭用テレビゲーム機用プログラム 業務用テレビゲーム機用プログラム 携帯用液晶画面ゲーム機のプログラムを記憶させた電子回路及びCD-R</p>

OM スロットマシン用プログ

ラム ぱちんこ器具用プログラ

ム

十八〜二十 「略」

二十一 火災報知機 ガス漏れ警

報器 消火器 消火栓 消火ホ

ース 消火ホース用ノズル 消

防車 消防艇 スプリンクラー

消火装置 盗難警報器 保安用

ヘルメット 防火被服 防災頭

巾 防じんマスク 防毒マスク

二十二〜二十八 「略」

OM

十九〜二十一 「略」

二十二 火災報知機 ガス漏れ警

報器 事故防護用手袋 消火器

消火栓 消火ホース 消火ホ

ース用ノズル 消防車 消防艇

スプリンクラー消火装置 盗

難警報器 保安用ヘルメット

防火被服 防災頭巾 防じんマ

スク 防毒マスク

二十三〜二十九 「略」

<p>二十九 潜水用耳栓</p> <p>三十 「略」</p> <p>三十一 事故防護用手袋</p> <p>事故防護用絶縁手袋</p> <p>三十二 水上スポーツ用特殊衣服</p> <p>サーフィン用ウェットスーツ</p> <p>水上スキー用ウェットスーツ</p>	<p>第十類</p>
<p>一～四 「略」</p> <p>五 医療用手袋 家庭用超音波美顔器 家庭用電気マッサージ器</p> <p>業務用超音波美顔器 しびん</p> <p>水泳用耳栓 睡眠用耳栓 病</p>	<p>第十類</p>

<p>三十 水泳用耳栓 潜水用耳栓</p> <p>三十一 「略」</p> <p>「新設」</p> <p>「新設」</p>	<p>第十類</p>
<p>一～四 「略」</p> <p>五 医療用手袋 家庭用超音波美顔器 家庭用電気マッサージ器</p> <p>しびん 睡眠用耳栓 病人用</p> <p>差し込み便器 防音用耳栓 耳</p>	<p>第十類</p>

第十五類	第十四類・第	第十三類	第十二類	第十一類・第	
	第十四類 〔略〕	第十三類 一〇七 〔略〕 八 水中銃		第十一類 〔略〕	人用差し込み便器 防音用耳栓 耳かき

第十五類	第十四類・第	第十三類	第十二類	第十一類・第	
	第十四類 〔略〕	第十三類 一〇七 〔略〕 〔新設〕		第十一類 〔略〕	かき

第十六 類	一〇七 「略」
八 文房具類	
(一) 紙製文房具	
アルバム	カード
カーボ	
ンペーパー	けい紙
しきし	
スクラップブック	スケツ
チブック	スコアーカード
スコアーブック	帳簿
手帳	
伝票	謄写原紙
トレーシ	
ングクロス	トレーシングペ
ーパー	ノートブック
便せ	
ん	封筒
方眼紙	名刺用紙

第十六 類	一〇七 「略」
八 文房具類	
(一) 紙製文房具	
アルバム	カード
カーボ	
ンペーパー	けい紙
スクラ	
ップブック	スケツチブック
スコアーカード	スコアー
ブック	帳簿
手帳	伝票
謄写原紙	トレーシングクロ
ス	トレーシングペーパー
ノートブック	便せん
封筒	
方眼紙	名刺用紙
用せん	

	<p>用せん ルーズリーフ用紙 (二) (四) 「略」 九・十 「略」 十一 いろがみ 写し絵 折り紙 切り抜き 千代紙 ぬり絵</p>
<p>第十七 類</p>	<p>一〇九 「略」 十 オイルフェンス ガスケット 管継ぎ手（金属製のものを除く。） 農業用プラスチック シート パッキング 防音材（建築用のものを除く。）</p>

	<p>ルーズリーフ用紙 (二) (四) 「略」 九・十 「略」 十一 色紙^{いろがみ} 写し絵 折り紙 切り抜き 千代紙 ぬり絵</p>
<p>第十七 類</p>	<p>一〇九 「略」 十 オイルフェンス ガスケット 管継ぎ手（金属製のものを除く。） 絶縁手袋 農業用プラスチックシート パッキング 防音材（建築用のものを除く。）</p>

	第十八 類 一～四 〔略〕	第十九 類 一～六 〔略〕
十一 〔略〕	五 蹄鉄 六～十 〔略〕	七 ゴム製の建築用又は構築用の 専用材料 しっくい 石灰製の 建築用又は構築用の専用材料 石こう製の建築用又は構築用の 専用材料 八～二十三 〔略〕

	第十八 類 一～四 〔略〕	第十九 類 一～六 〔略〕
十一 〔略〕	五 がま口口金 蹄鉄 六～十 〔略〕	七 ゴム製の建築用又は構築用の 専用材料 しっくい 石灰製の 建築用又は構築用の専用材料 石こう製の建築用又は構築用の 専用材料 繊維製の落石防止網 八～二十三 〔略〕

	<p>第二十 一〜八 「略」</p> <p>類 九 アドバルーン 犬小屋 うち わ 屋内用ブラインド 買物か ご 懐中鏡 鏡袋 額縁 家庭 用水槽（金属製又は石製のもの を除く。） 紙タオル取り出し 用箱（金属製のものを除く。） きやたつ及びはしご（金属製</p>
<p>二十四 石製・コンクリート製又は大理石製の記念カップ 石製の記念たて</p>	

	<p>第二十 一〜八 「略」</p> <p>類 九 アドバルーン 犬小屋 うち わ 屋内用ブラインド 買物か ご 懐中鏡 鏡袋 額縁 家庭 用水槽（金属製又は石製のもの を除く。） きやたつ及びはし ご（金属製のものを除く。） 工具箱（金属製のものを除く。）</p>
<p>〔新設〕</p>	

のものを除く。) 工具箱(金属製のものを除く。) 小鳥用巢箱 ししゅう用杵 植物の茎支持具(金属製のものを除く。)

(食品見本模型 すだれ 扇子 装飾用ビーズカーテン タオル用ディスプレイ(金属製のものを除く。) つい立て 手持ち式旗ざお(金属製のものを除く。) ネームプレート及び標札(金属製のものを除く。)

(ハンガーボード 美容院用椅子 びょうぶ 日よけ 風鈴

(小鳥用巢箱 ししゅう用杵 植物の茎支持具(金属製のものを除く。) 食品見本模型 すだれ 扇子 装飾用ビーズカーテン タオル用ディスプレイ(金属製のものを除く。)

ついで 手持ち式旗ざお(金属製のものを除く。) ネームプレート及び標札(金属製のものを除く。) ハンガーボード 美容院用椅子 びょうぶ 日よけ 風鈴 ベンチ ペット用ベッド 帽子掛けかぎ(金属製

ベンチ ペット用ベッド 帽

子掛けかぎ（金属製のものを除く。） マネキン人形 木製又

はプラスチック製の立て看板

郵便受け（金属製又は石製のも

のを除く。） 揺りかご 幼児

用歩行器 洋服飾り型類 浴室

用腰掛け 理髪用椅子

十ゝ十三 「略」

十四 靴合わせくぎ（金属製のも

のを除く。） 靴くぎ（金属製

のものを除く。） 靴びよう（

金属製のものを除く。）

のものを除く。） マネキン人

形 木製又はプラスチック製の

立て看板 郵便受け（金属製又

は石製のものを除く。） 揺り

かご 幼児用歩行器 洋服飾り

型類 浴室用腰掛け 理髪用椅

子

十ゝ十三 「略」

十四 靴合わせくぎ（金属製のも

のを除く。） 靴くぎ（金属製

のものを除く。） 靴びよう（

金属製のものを除く。） 靴保

	<p>第二十 一類</p>
<p>十五 木製・ろう製・石膏製又はプラスチック製の記念カップ 木製・ろう製・石膏製又はプラスチック製の記念たて</p>	<p>一〇 一〇 十一 アイロン台 植木鉢 お守り おみくじ 化学物質を充てんした保温保冷具 家庭園芸用の水耕式植物栽培器 家庭用燃え殻ふるい 霧吹き こて台 五徳 小鳥かご 小鳥用水盤</p>

	<p>第二十 一類</p>
<p>護具（金属製のものを除く。） 〔新設〕</p>	<p>一〇 一〇 十一 アイロン台 植木鉢 お守り おみくじ 化学物質を充てんした保温保冷具 家庭園芸用の水耕式植物栽培器 家庭用燃え殻ふるい 紙タオル取り出し用金属製箱 霧吹き こて台</p>

じょうろ 寝室用簡易便器 石

炭入れ せつけん用デイスペン

サーボトル 貯金箱 トイレツ

トペーパーホルダー ねずみ取

り器 はえたたき 火消しつぼ

へら台 ペット用食器 ペツ

ト用ブラシ 湯かき棒 浴室用

手おけ ろうそく消し ろうそ

く立て

十二〜十四 「略」

十五 磁器製・陶器製・土器製・

テラコッタ製又はガラス製の記

念カップ 磁器製・陶器製・土

五徳 小鳥かご 小鳥用水盤

じょうろ 寝室用簡易便器 石

炭入れ せつけん用デイスペン

サー 貯金箱 トイレツトペー

パーホルダー ねずみ取り器

はえたたき 火消しつぼ へら

台 ペット用食器 ペット用ブ

ラシ 湯かき棒 浴室用手おけ

ろうそく消し ろうそく立て

十二〜十四 「略」

「新設」

第二十	第二十 三類・ 第二十 四類	第二十	第二十 二類	第二十 一～十四	
一～四 〔略〕		〔略〕	十五 落石防止網（金属製のもの を除く。）	一～十四 〔略〕	器製・テラコッタ製又はガラス 製の記念たて

第二十	第二十 三類・ 第二十 四類	第二十	第二十 二類	第二十 一～十四	
一～四 〔略〕		〔略〕	〔新設〕	一～十四 〔略〕	

五類

五 運動用特殊衣服

アノラック 空手衣 グラン

ドコート 剣道衣 柔道衣 ス

キー競技用衣服 ヘッドバンド

ヤツケ ユニフォーム及びス

トツキング リストバンド

〔削る〕

六 〔略〕

七 靴保護具

五類

五 運動用特殊衣服

(一) アノラック 空手衣 グラ

ンドコート 剣道衣 柔道衣

スキー競技用衣服 ヘッド

バンド ヤツケ ユニフォー

ム及びストツキング リスト

バンド

(二) 水上スポーツ用特殊衣服

サーフィン用ウエットス

ツ 水上スキー用ウエットス

ーツ

六 〔略〕

〔新設〕

第二十	一〇三	〔略〕
六類	四	針類
		編物針 かぎ針 畳針 手縫
		い針 針金ピン ひも通し針
		帆針 まち針 虫針 メリケン
		針 レース針
		〔削る〕
	五	編み棒 糸通し器 かばん金
		具 がま口用留め具 裁縫箱
		裁縫用へら 裁縫用指抜き 針
		刺し 針箱 被服用はとめ
	六〇十一	〔略〕

第二十	一〇三	〔略〕
六類	四	針類
		編物針 かぎ針 畳針 手縫
		い針 針金ピン ひも通し針
		帆針 まち針 ミシン針 虫針
		メリケン針 レース針
	五	メリヤス機械用編針
	六	編み棒 糸通し器 かばん金
		具 裁縫箱 裁縫用へら 裁縫
		用指抜き 針刺し 針箱 被服
		用はとめ
	七〇十二	〔略〕

<p>第二十 七類</p>	<p>第二十 八類</p>
<p>第二十 「略」</p>	<p>一～八 「略」</p> <p>九 運動用具</p> <p>(一)～(八) 「略」</p> <p>(九) サーフィン用、水上スキー 用又はスキューバダイビング 用運動用具</p> <p>足ひれ ウインドサーフィ ン用のボード サーフボード</p> <p>サーフボード用バッグ 水</p>

<p>第二十 七類</p>	<p>第二十 八類</p>
<p>第二十 「略」</p>	<p>一～八 「略」</p> <p>九 運動用具</p> <p>(一)～(八) 「略」</p> <p>(九) サーフィン用、水上スキー 用又はスキューバダイビング 用運動用具</p> <p>足ひれ ウインドサーフィ ン用のボード サーフボード</p> <p>サーフボード用バッグ 水</p>

類 第三十	第二十 九類	
一〇三 〔略〕 四 調味料 (一)・(二) 〔略〕	一〇五 〔略〕 〔削る〕 十六 菓子(肉、魚、果物、野菜、豆類又はナッツを主原料とするものに限る。) 〔略〕	十〇二 〔略〕 上スキー

類 第三十	第二十 九類	
一〇三 〔略〕 四 調味料 (一)・(二) 〔略〕	一〇五 〔略〕 十六 食用たんぱく 十七 菓子(果物、野菜、豆類又はナッツを主原料とするものに限る。) 〔略〕	十〇二 〔略〕 上スキー 水中銃

(三) 角砂糖 果糖 氷砂糖 砂

糖 麦芽糖 はちみつ ぶど

う糖 粉末あめ 水あめ 料

理用人工甘味料

(四)・(五) 「略」

五〇十一 「略」

十二 菓子(肉、魚、果物、野菜

、豆類又はナッツを主原料とす

るものを除く。)

(一)・(二) 「略」

十三〇十八 「略」

十九 アイスクリーム用凝固剤

酒かす ホイップクリーム用安

(三) 角砂糖 果糖 氷砂糖 砂

糖 麦芽糖 はちみつ ぶど

う糖 粉末あめ 水あめ

(四)・(五) 「略」

五〇十一 「略」

十二 菓子(果物、野菜、豆類又

はナッツを主原料とするものを

除く。)

(一)・(二) 「略」

十三〇十八 「略」

十九 アイスクリーム用凝固剤

家庭用食肉軟化剤 酒かす ホ

二類 第四十	一類 第四十	二類 第三十	一類 第三十	
八 望遠鏡の貸与 一〇七 [略]		[略]	一〇十四 [略] 「削る」	定剤 料理用食肉軟化剤 二十 [略]

二類 第四十	一類 第四十	二類 第三十	一類 第三十	
[新設] 一〇七 [略]		[略]	十五 飼料用たんぱく 一〇十四 [略]	イップクリーム用安定剤 二十 [略]

備考 表中の「」は注記である。

第四十	第四十	第四十	第三類・	第四十
一～四	「略」	「略」		「略」
第五類	五 雑踏警備	施設の警備	の警備	身辺
六～十四	「略」			

第四十	第四十	第四十	第三類・	第四十
一～四	「略」	「略」		「略」
第五類	五 施設の警備	身辺の警備		
六～十四	「略」			

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、令和五年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行前にした商標登録出願及び防護標章登録出願に係る商品及び役務の区分については、なお従前の例による。